

平成29年度

日本ドキュメントサービス
協同組合連合会
受託物賠償責任補償制度
ご加入のご案内

保険期間:平成29年6月1日午後4時～平成30年6月1日午後4時

《 補償制度の特徴 》

- ①万一の備えが出来ますので、貴社経営の安定化に繋がります。
- ②日本ドキュメントサービス協同組合連合会の会員の皆様向けの制度ですので低廉で充実した補償となっています。
- ③今までの制度補償に比べて、よりワイドな補償内容となっています。
 - ◆記憶メディアに対する補償の追加
 - ◆1枚当りの補償限度額の引き上げ(10万円限度)
- ④法人事業所がご負担された保険料は全額損金として、個人事業所の場合には全額必要経費として処理ができます。

本制度では、今までの補償に加えて、記憶メディアに対する補償が加わりました！！

補償制度の内容

会員の皆様が受託される図書類全般(図面、原本、マイクロフィルム、記憶メディア等)を保管・作業・輸送中に火災事故や取扱の不注意により濡・汚・破損したり、紛失・盗難されたことにより、受託者(所有者)に対して被る法律上の賠償責任をお支払します。

ご契約者

日本ドキュメントサービス協同組合連合会

被保険者

日本ドキュメントサービス協同組合連合会会員企業

加入プラン

加入プランは以下の4パターンからお選び下さい。

プラン	A	B	C	D
期間中L/L	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
一事故L/L	50万円	100万円	200万円	300万円
原稿・原図1枚あたり	10万円限度	10万円限度	10万円限度	10万円限度
免責	5000円	5000円	5000円	5000円
保険料	19,000円	31,000円	78,000円	126,000円

保険金のお支払できる主な場合

- ・預かった図面を誤って破ってしまった。
- ・事務所が火災にあい、預かった記憶メディアが焼失してしまった。
- ・事務所が盗難にあい、預かったマイクロフィルムが盗取されてしまった。

保険金のお支払できない主な場合

- ・被保険者またはその使用人による盗難事故
- ・自然発火した受託物自体の損壊
- ・自然の消耗、かび、変色、汗濡れその他類似の事由、ねずみ喰い、虫食い等の損害
- ・屋根、扉、窓、通風孔等から入る、雨、雪等による損害、漏水による損害
- ・地震、噴火、洪水、津波などの天災による損害
- ・受託者に引き渡された後に発見された損害
- ・修理もしくは加工上の過失または欠陥による受託物の損壊に起因する損害

補償額

①お支払額

(1)修復可能な場合

修理費・再作成費(妥当と認められた費用)

(2)修復不可能な場合

委託者が謝礼金を払い入手したもの ————— 支払代金相当額

委託者自身で作成したもの ————— 時間当たりの賃金により算出された再作成費相当額

②上記①によって計算された損害賠償額から5,000円を差し引いた額が支払われます。尚、保険金は受託物そのものの価格を限度とし、営業損失等の普及・拡大損害を含みません。

③紛失の場合は、1事故あたりの保険金額を設定し補償限度額とします。

ご加入方法

加入プランをお選び頂き、そのプランに応じた保険料を、下記日本DS連口座にお振込みいただき、加入依頼書に必要事項をご記入の上、ご郵送下さい。

払込期日:平成29年5月25日(水)

三井住友銀行 浜松町支店
普通預金 NO. 7611390
日本ドキュメントサービス協同組合連合会

補償期間

保障期間:平成29年6月1日～平成30年6月1日(1年間)で、以降毎年更新となります。

中途加入につきましては、保険料入金確認から10日後の補償開始となります。また、中途加入時の保険料につきましては、別途ご案内させていただきます